

## はじめに

平成10年3月に本窓口一覧の初版を作成してから今日までの間に、男女雇用機会均等法の改正、男女共同参画社会基本法、児童買春・児童ポルノ禁止法、児童虐待防止法、ストーカー規制法、犯罪被害者保護法、人権教育・啓発推進法、配偶者暴力防止法、ホームレス自立支援法、犯罪被害者等基本法、高齢者虐待防止法、自殺対策基本法、ハンセン病問題基本法、障害者虐待防止法、障害者差別解消法、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律など、人権に関する法律が順次制定されました。

しかしながら、こうした法整備の努力にもかかわらず、児童虐待や学校でのいじめ、DV、自殺などの報道は後を絶ちません。人権を侵害された被害者の救済や、相談・支援の充実が求められています。

県では平成25年3月に「かながわ人権施策推進指針」を改定しました。これに基づいて、人権教育・啓発の推進とともに、複合した人権問題の解決に向けて、県の相談窓口の充実をはじめ、国・市町村等の関係機関との連携強化や、人権NGO等と協働した取組みを進めていくこととしています。

現在、国・県・市町村などの行政機関により、また、NGOやNPOなど市民の自発的な活動として、様々な相談活動が行われています。これらの相談機関の多くは人権問題として相談を受けているわけではありませんが、相談の大部分は人と人との間に起こる身体的、精神的苦痛についての相談であり、人権にかかわるものです。

時には様々な要因が複雑に絡み合い、その解決に一つの相談窓口では対応しきれないケースも発生しています。行政・民間を問わず、相談機関が相互に連携を密にして相談にあたること人権侵害の未然防止や被害者の救済に役立つものと考えられます。

この本窓口一覧が各相談機関の皆様の連携を深め、相談される方々の問題解決に役立てば幸いです。

令和3年10月

神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室

(※窓口の情報は、原則として、令和3年4月1日時点のものを基準としています。)